

徳島県こどもの権利擁護環境整備事業
業務委託仕様書

1 事業名

徳島県こどもの権利擁護環境整備事業

2 業務目的

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設（措置入所のこどもに限る）、児童自立支援施設、里親、アミリーホーム、児童自立生活援助事業所、児童相談所の一時保護所等（以下、「施設等」という。）の入所児童等に対し、意見を表明する機会を保障し、社会的養護の下にあるこどもの権利擁護を推進する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施体制

統括責任者及び事務担当者（意見表明等支援員（以下、「アドボケイト」という。）のシフト決定、面談結果のとりまとめ等を行う者）を配置するなど、必要な体制を取ること。

5 業務内容

(1) 施設等におけるこどもの意見表明等支援の実施

下記①の者を、下記②に訪問させ、そこに在籍するこどもの意見表明等支援を実施すること。

なお、実施に係る関係機関との日程等の調整も併せて行うものとする。

① アドボケイトについて

以下の（ア）～（オ）全てを満たす者を手配すること。

（ア）心身ともに健全であること。

（イ）こどもの権利擁護について十分な理解と熱意を有すること。

（ウ）児童福祉司及び児童指導員の任用資格を持つ者、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、教員、心理士、看護師又は保育士のいずれかの資格を有すること。

（エ）県が意見表明等支援を行うのに必要と認める研修等を受講すること。

（オ）児童相談所や施設の職員、里親以外の者

また、以下の事由に該当する者は、アドボケイトとして不適格であるため、アドボケイトがⅰからⅲまでのいずれにも該当しないことを宣誓書等により確認すること。

ⅰ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ii 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

iii 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② 訪問先

- ・児童養護施設
- ・上記の他、県が指定する施設等

③ 方法

- ・1回の定期訪問当たりアドボケイト2人以上（随時訪問については1人以上）
- ・意見聴取時は、こども1人に対しアドボケイト1人以上

④ 対象者

施設等に入所および一時保護委託されているこども

⑤ 実施期間及び実施頻度

実施期間は通年とし、実施頻度は以下のとおりとする。

【定期訪問】

施設名	施設数	定期訪問頻度
児童養護施設	7か所程度	月1～2回程度

【随時訪問】

県の指示又は県と協議の上、必要に応じて、県が指定する施設等へ随時訪問・聴取を行う。

⑥ その他

(ア) 意見表明等支援を行うに当たっては、訪問する施設等に合わせて動画や紙媒体の説明資料等を作成の上、対象となるこども、児童相談所の職員、施設職員等の関係者に本事業を説明すること。

(イ) 委託事業者は、施設等へ訪問し意見表明等支援を行った際の活動記録（日時、施設等名、アドボケイトの氏名、活動内容等）を作成し、県から求めがあった場合は速やかに提出すること。

(ウ) こどもが面談の中で、今後の処遇に関する事項、施設等における生活に関する事項、その他重要な事項を表明した場合、こども本人の了解を得て、児童相談所、施設等に内容を伝達の上、必要に応じてその後の児童相談所、施設側の対応状況を確認すること。

(エ) 総括責任者のもと、各アドボケイトが担当したケースについて振り返りを行う機会を設けること。

(2) 児童福祉審議会等による調査審議への参画

上記（1）⑥（ウ）までを実施した結果、下記の基準を基に県が必要と判断した場合、とくしまこども未来会議児童相談所審査部会（以下、「部会」という。）に当該案件を諮り、調査審議及び意見の具申が行われる。

【部会で調査審議を行う基準】

① こども本人が部会における調査審議を希望する場合

② 県が部会における調査審議が必要と判断した場合

なお、こども本人が、処遇等について自ら部会へ意見表明を希望する場合、県と連携し、部会に出席し、こどもの意見を代弁するなど、必要に応じて意見表明を支援する。

(3) 意見表明等支援の報告

① 委託事業者は、アドボケイトの養成人数やこどもへの聴取及び意見表明等支援の内容・件数等を取りまとめた月次報告書を実施月の翌月10日までに県へ提出すること。

② 報告書は、電子媒体1部（Word又はExcelのファイル形式）を作成すること。

(4) アドボケイトの養成・登録

5 (1) ①の要件を満たし、アドボケイトとして活動を希望する者に対し、養成研修を実施したうえで登録を行うこと。

(5) 上記、(1)～(4)の他、県が必要と認めた業務を行うものとする。

6 事業予算

本事業に係る事業予算は、4,500千円以内とする。

7 事業計画及び事業報告書等

(1) 事業計画

事業の実施に先立ち、実施体制やスケジュール、事業内容等を記載した事業計画書を発注者に提出すること。なお、事業計画書に大きく変更が生じた場合は、その都度事業計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 事業報告

- ① 業務完了報告書
- ② 業務実施に要した経費内訳（収支決算報告書等）
- ③ その他発注者が必要とする書類等

(3) 上記(1)～(2)の他、受注者は、県からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

8 業務の引継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、受注者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、発注者に引き渡すものとする。

なお、発注者が引継未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。発注者は、受注者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受注者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

9 留意事項

(1) 意見表明等支援においてアドボケイトは、あくまでマイク（伝達）の役割であり、意見表明を受けたその場で解決しようとしないこと。

(2) 改正児童福祉法及び国の調査報告資料、「徳島県こどもの意見表明等支援事業実施要綱」等の内容を踏まえて実施すること。

- (3) 受注者は、本業務を履行する上で知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (5) 受注者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ発注者に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならない。

10 その他

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、発注者と受注者が協議し決定する。
- (2) 受注者による第三者への損害は、受注者が弁償または賠償する。
- (3) 業務の遂行に当たり、第三者（徳島県及び受注者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- (4) 受注者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が単に使用する場合には、発注者と協議するものとする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関する知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。